

地域中小企業の知的財産活用状況について
～浜松市内中小企業の意匠・商標出願状況～

令和8年3月

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

<目次>

- ・調査の趣旨、調査対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- ・ 1－1．意匠出願件数の年次推移（国内全体・浜松市大企業／中小企業／同個人別）・P4
- ・ 1－2．意匠分類ごとの意匠出願件数の比較（上記と同じ）・・・・・・・・P6
- ・ 1－3．意匠種別の出願件数割合の比較（上記と同じ）・・・・・・・・P8
- ・ 2－1．商標出願件数の年次推移（上記と同じ）・・・・・・・・P10
- ・ 2－2．商標区分ごとの商標出願件数の比較（上記と同じ）・・・・・・・・P12
- ・ 2－3．特殊な商標出願の事例紹介（浜松市企業）・・・・・・・・P14
- ・終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P17

＜調査の趣旨について＞

特許権、意匠権、商標権を含む知的財産権は、企業の創造的な技術やデザイン、ブランドなどの無形資産を法的に保護し、競争優位性を確保するための重要な手段です。その中でも、今回調査した「意匠」および「商標」は顧客が直接目にするもので、顧客とのつながりが強く、その戦略的な権利取得と活用はブランド形成に直結し、商品やサービスが顧客から指名されるための仕組みをつくる鍵となります。

中小企業白書 2025 においても「知財戦略により自社製品の保護と脱価格競争を実現し、成長する企業」の事例が紹介され、“デザイン性の高い製品に対する知財保護で価格決定の主導権を握り、価格競争からの脱却と差別化戦略による市場拡大につなげている”ことが記載されています。

意匠、商標の出願状況はデザインの独自性やブランド力を反映する重要な指標です。本調査では、過去 20 年間の意匠、商標出願の状況、推移の調査を通じて、国内全体と比較した浜松地域の中小企業などの取り組み状況を明らかにするとともに、意匠、商標出願の内容を分析することで、浜松地域の中小企業などの今後のデザイン・ブランド戦略の取り組みの一助となることを目指しています。

＜制度概要＞

【意匠制度】

新しく創作された意匠を創作者の財産と位置付け、その保護と利用のルールについて定めることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与する

- ・保護対象：物品、建築物、画像の形状・デザイン
- ・権利期間：出願から 25 年

【商標制度】

商品やサービスの名称やロゴを登録して保護し、出所の混同を防ぐことで、事業者の信用を守り、利用者が安心して選択できる環境を整える

- ・保護対象：商品やサービス（役務）に使用する名称、マーク
- ・権利期間：登録から 10 年（更新が可能）

<調査対象>

(1) 権利の種類：意匠

対象出願人：出願人住所が浜松市の企業等（大企業、中小企業、個人）

出願人住所：浜松市

対象期間：2005年～2025年（2025年9月調査時点で発行（登録）された意匠公報）

※意匠出願では、特許庁の審査で拒絶された意匠出願については意匠公報が発行されず公開されないため、浜松市出願件数を正確に把握することはできないが、調査取りまとめの都合上、登録件数を出願件数として表示している。なお、意匠出願の登録率は約90%である。また、意匠出願の審査には1年前後を要するため、2024年の意匠出願には審査中で登録公報が発行されていない出願もあり、実際の出願件数より少なくなっている。

調査対象：意匠分類ごと（A～N、W）

※意匠分類とは、意匠出願された物品・建築物・画像を種類ごとに分けて整理するためにA～N、Wの14グループで構成されている。意匠出願された各件に対して特許庁が付与している。

(2) 権利の種類：商標

対象出願人：出願人住所が浜松市の企業（大企業、中小企業、個人）

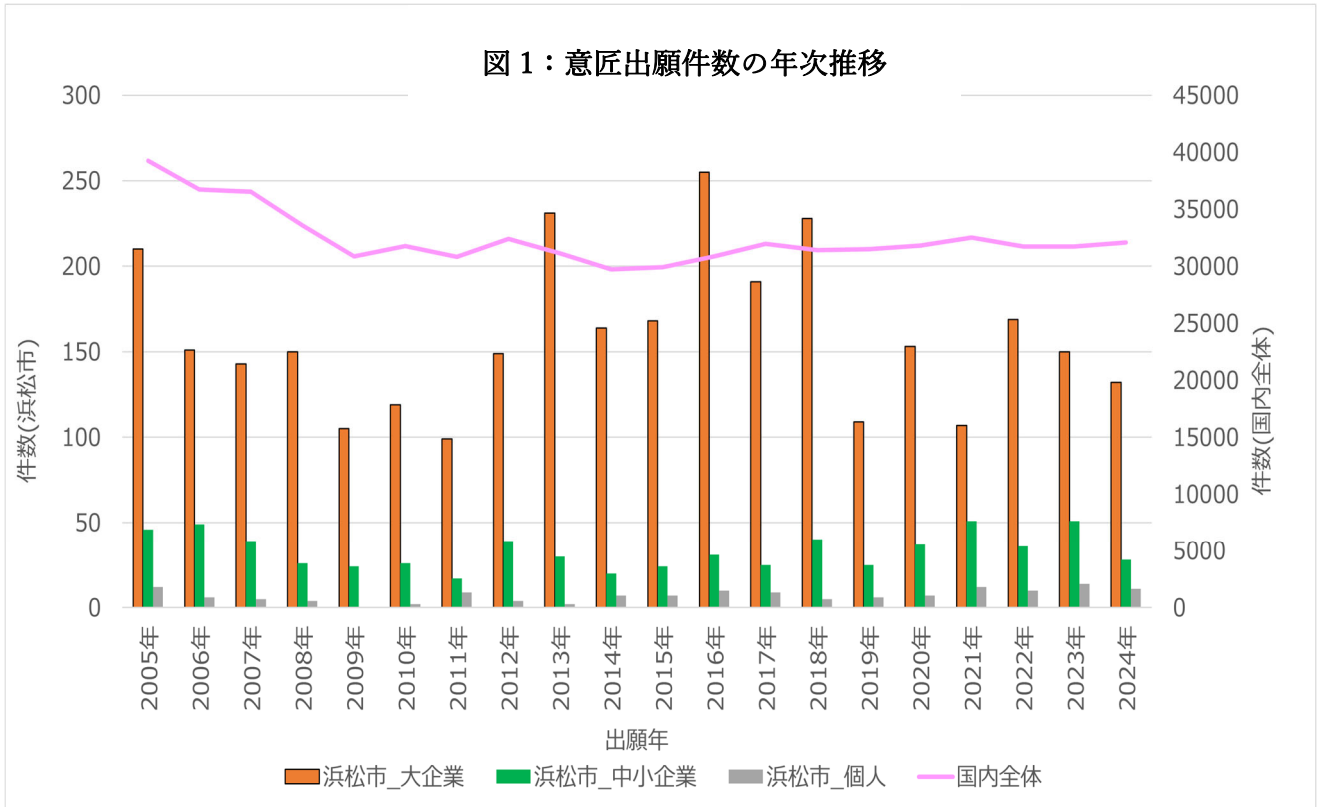
対象期間：2005年～2025年（2025年8月時点で公開されている商標出願に限っているため、2025年の出願件数は全件ではない）

調査対象：商標区分ごと（1～45類）

※商標区分とは、商標出願された名称（ネーミング）・マークをどのような商品やサービス（役務）に使うのかを特定（出願人が決定）するために設定された区分で1類～45類（1類～34類は商品に関する区分、35～45類はサービス（役務）に関する区分）のグループで構成されている。

1-1. 意匠出願件数の年次推移

意匠出願について、2005年～2024年の過去20年間の国内全体および浜松市内の大企業・中小企業・個人別に出願件数の推移を調査した。



傾向について

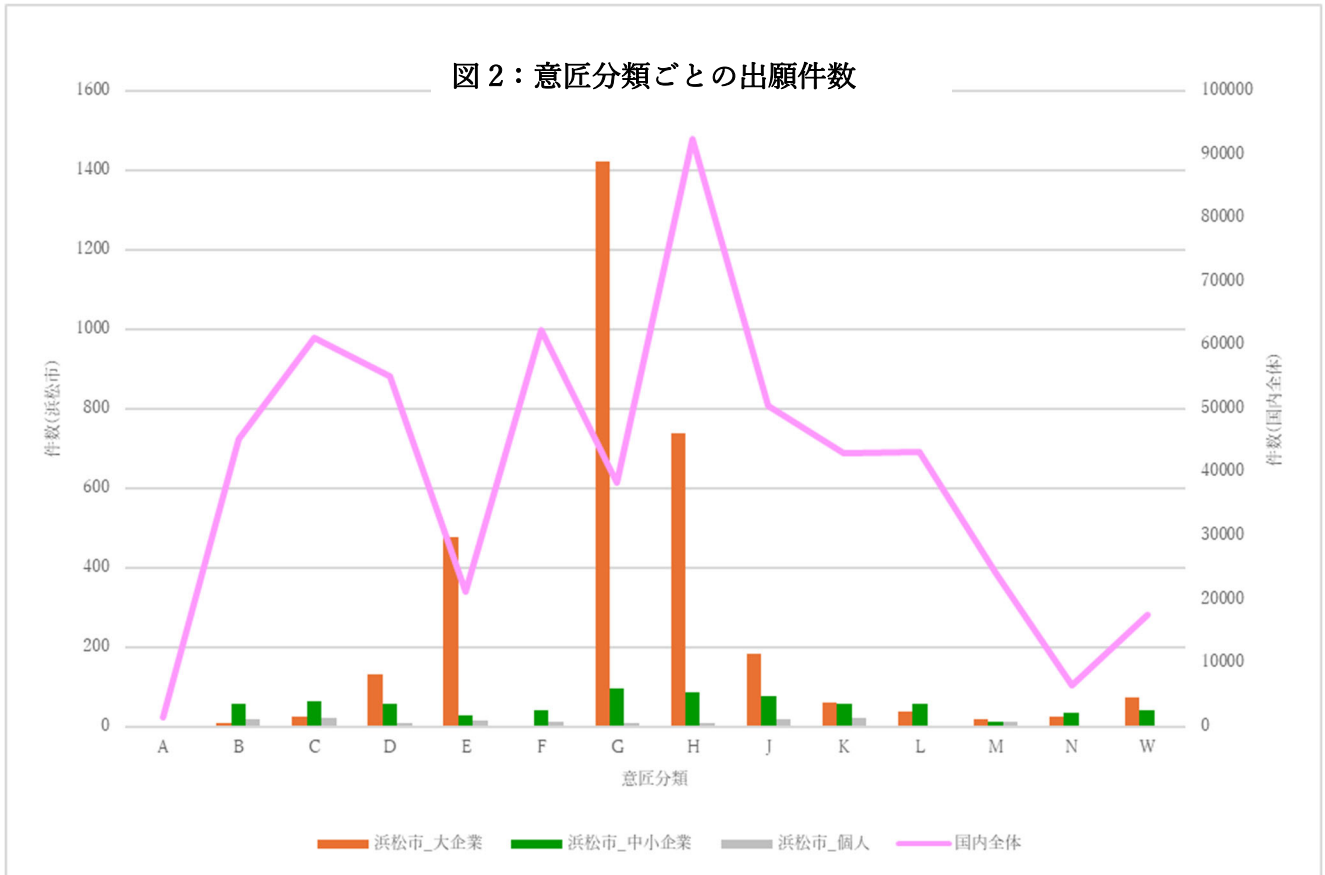
- ・国内全体の出願件数の傾向として、おおむね横ばいである。
- ・浜松市の出願件数の傾向として、大企業の出願は2016年をピークに減少傾向にあるのに対して中小企業の出願は件数的には少ないものの近年はやや増加傾向にある。

所感・分析等

- ・浜松市の産業構造上、意匠は最終製品を持つ大企業の戦略に組み込まれやすく、下請け型の中小企業では活用されにくい可能性がある。
- ・一方、近年は、輸送機器関連の下請け型企業が自社製品開発に取り組んだ結果と思われる意匠出願も見られ、さらなる制度活用の可能性があると考えられる。
- ・特にものづくり製造業にとって形あるものをつくるのは得意分野ともいえるため、中小企業の意匠活用は地域競争力向上の余地が大きい分野と考えられる。

1-2. 意匠分類ごとの意匠出願件数の比較

意匠分類 A～N、W の 14 分類について、分類ごとに過去 20 年間の出願件数（国内全体、浜松市の大企業・中小企業・個人）を調査した。下記グラフは過去 20 年間の出願件数の合計値である。



<意匠分類について>

- A グループ…製造食品及び嗜好品
- B グループ…衣服及び身の回り品
- C グループ…生活用品
- D グループ…住宅設備用品
- E グループ…趣味娯楽用品及び運動競技用品
- F グループ…事務用品及び販売用品
- G グループ…運輸又は運搬機械
- H グループ…電気電子機械器具及び通信機械器具
- J グループ…一般機械器具
- K グループ…産業機械器具
- L グループ…建築物及び土木建築用品
- M グループ…A から L に属さないその他の基礎製品
- N グループ…他グループに属さない物品
- W グループ…画像意匠分類

傾向について

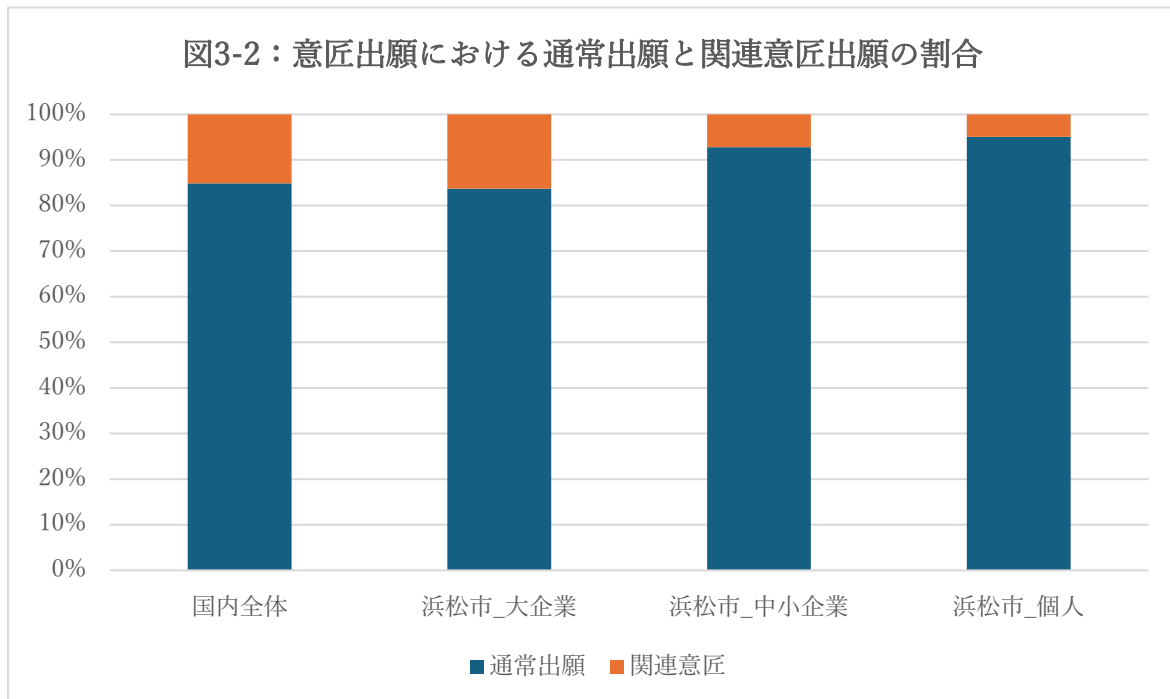
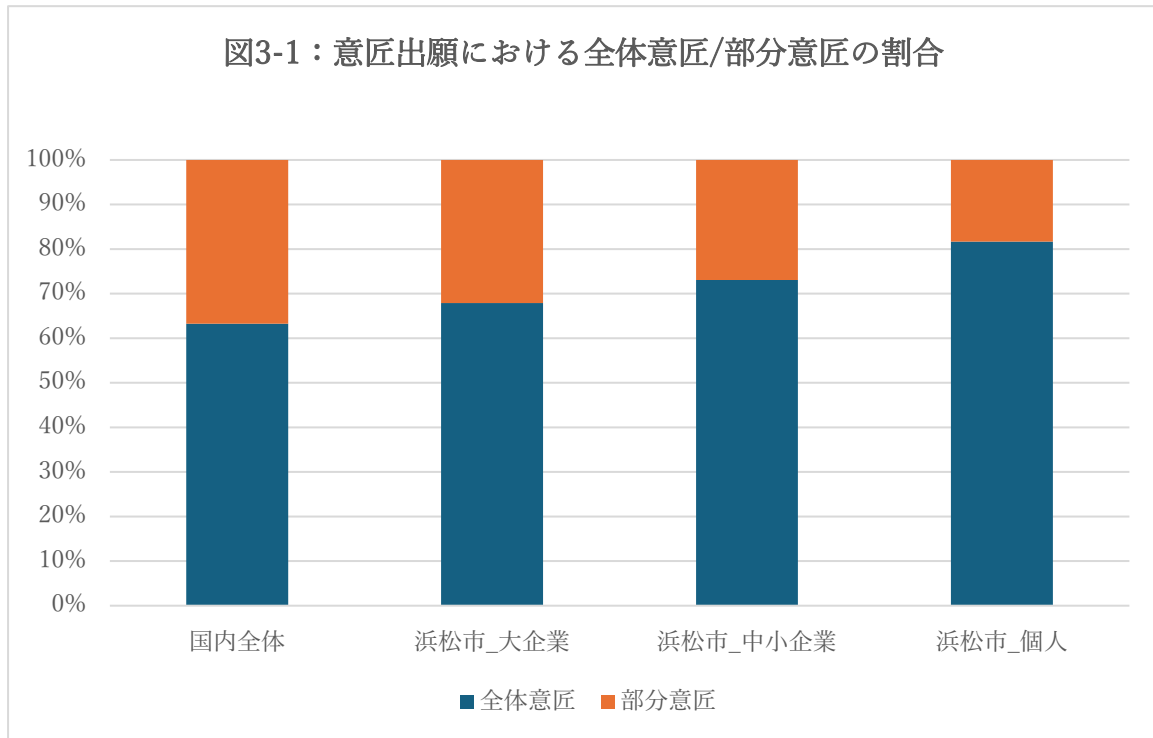
- ・国内全体の意匠分類ごとの出願傾向として、①Hグループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)、②Fグループ(事務用品及び販売用品)③Cグループ(生活用品)の順に多い。
- ・浜松市大企業の意匠分類ごとの出願傾向として、Gグループ(運輸又は運搬機械)、Hグループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)、Eグループ(趣味娯楽用品及び運動競技用品)が突出しており、Fグループ、Cグループが多い国内全体の傾向とは異なる。
- ・浜松市中小企業の意匠分類ごとの出願傾向として、Gグループ(運輸又は運搬機械)、Hグループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)、Jグループ(一般機械器具)が多い。
浜松市中小企業の出願の多い上記G、H、Jの各グループにおける対象物品の件数内訳は次のとおりである。
 - G：95件中、車両関連が66件(例：自動車用灯火器、操作レバー、スイッチ)
 - H：87件中、電子情報入出力機器46件(例：プリンタ、コントローラ、警備防犯関連物品)
基本的電気素子25件(例：センサ、液晶表示パネル)
 - J：77件中、医療用機械器具49件(例：歯科用工作機、車椅子)
- ・浜松市企業においてもWグループの画像意匠出願を行っており、「自動二輪車用メーター」、「携帯情報端末」、「液晶表示パネル」、「情報表示操作画面」、「アイコン用画像」などの出願がある。

所感・分析等

- ・浜松市中小企業の出願では、Gグループ(運輸又は運搬機械)の出願が最も多い。浜松市内に所在する自動車用カスタムパーツメーカーの出願が多いが、いわゆる下請けの部品メーカーの出願も見られるため、一部ではあるが部品メーカーも意匠権を活用していることが分かる。なお、輸送用機器関連の具体例としては、「自動車用ハイマウントストップランプ」、「自動二輪車用マフラー」、「車両用カバーパネル(ドア内側面カバー)」、「自転車および車椅子用ホイール」等がある。
- ・また、浜松市中小企業の出願として、Jグループ(一般機械器具)の出願件数が比較的多い。Jグループ(一般機械器具)の中には「医療用機械器具」(診断、治療及び機能回復のために使用する機械器具及び設備品)が含まれており、医療用機械器具関係の意匠出願が目立つ。特にデンタル用ヘルスケア関連機器を製造する企業の出願が多いが、浜松市内に存立する浜松医科大学と地域中小企業が共同出願をするケースもある。ここに医工連携への取り組みの一端を垣間見ることができるとは、ここ5年ほどは大学との共同出願は見られない。なお、医療用機械器具関係の意匠出願事例としては、「電動車いす」、「在宅用服薬支援機」、「移動移乗機」(被介護者の移動や移乗を補助するための機器)等がある。
- ・浜松市内の大企業、中小企業ともに、2007年、2019年の意匠法改正により登録が可能となった画像意匠(Wグループ)での保護にも積極的に取り組んでいることが伺える。画像意匠制度では、例えば機器の操作パネル等の画像も保護対象であることから、中小企業においても活用がさらに広がることを期待したい。

1-3. 意匠種別の出願件数割合の比較

意匠出願の種別として、①物品全体の形状に関する「全体意匠」出願、②物品の一部の特徴ある形状部分に関する「部分意匠」出願があり、また、③同一出願人が先に意匠出願した意匠（全体意匠または部分意匠）に類似した意匠も意匠登録することのできる「関連意匠」出願があり、下図はこれら種別の意匠出願割合を示す。



傾向について

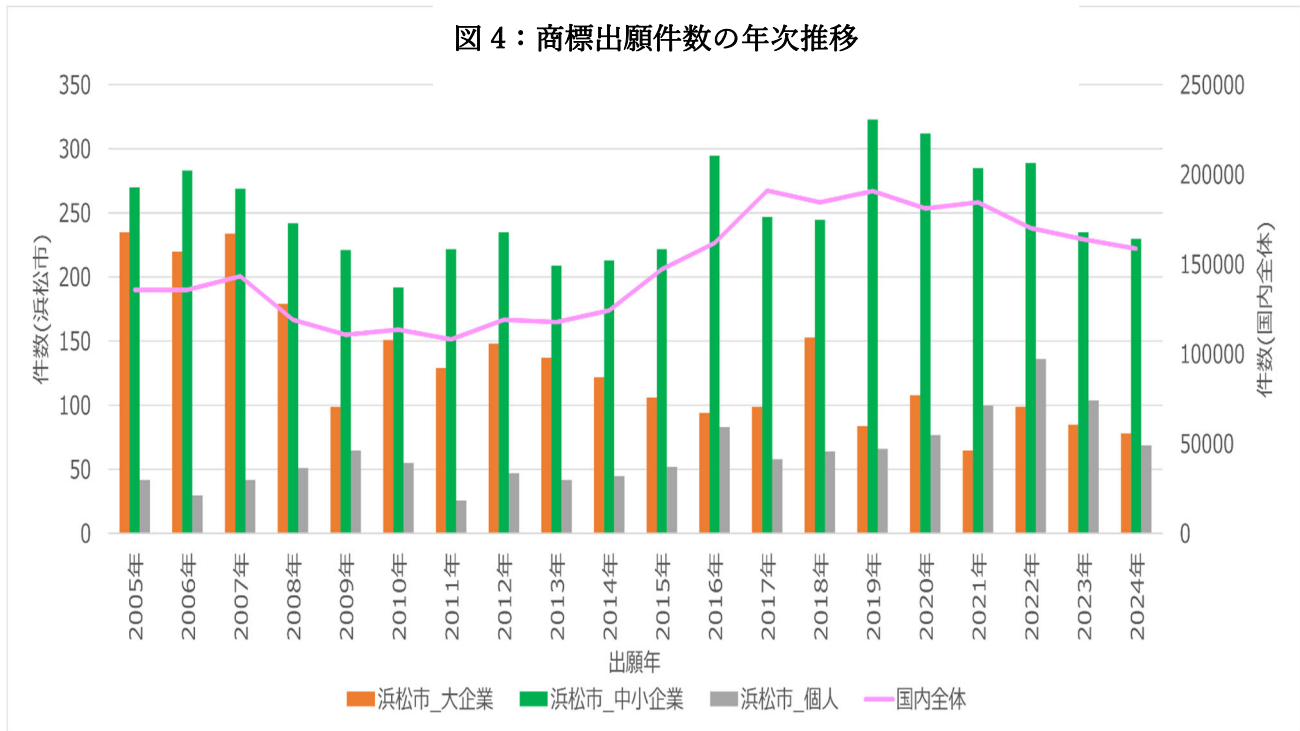
- ・ 図 3-1 全体意匠、部分意匠の割合では、国内全体→浜松市大企業→浜松市中小企業→浜松市個人と進むにつれて、全体意匠の割合が高く、部分意匠の割合が低くなっている。
 - (1) 国内全体 : 全体意匠 63%、部分意匠 37%
 - (2) 浜松市大企業 : 全体意匠 68%、部分意匠 32%
 - (3) 浜松市中小企業 : 全体意匠 73%、部分意匠 27%
 - (4) 浜松市個人 : 全体意匠 82%、部分意匠 18%
- ・ 図 3-2 通常出願、関連出願の割合では、国内全体では出願全体に対する関連意匠の割合は 15%、浜松市大企業における意匠出願全体に対する関連意匠の割合は 16%と同程度である一方浜松市中小企業の場合は 7%、浜松市個人の場合は 5%と低く、関連意匠出願の利用は低迷している。

所感・分析等

- ・ 国内全体、浜松市大企業の意匠出願における部分意匠の割合が多いのは、物品の特徴的な一部の形状を部分的に模倣したような模倣品対策のために部分意匠出願を活用することや、1 件単独での意匠出願だけではなく関連意匠も出願することにより意匠権のポートフォリオを構築して権利の及ぶ範囲を広くして模倣品対策などに活用する狙いがあり、戦略的な意匠出願を行っているものと考えられる。
- ・ 浜松市中小企業も全体意匠、部分意匠の出願はもとより、装置や部品の改良に伴い形状が変わった際には、関連意匠出願を行うことで、権利範囲を広げることが検討していただきたい。

2-1. 商標出願件数の年次推移

商標出願について、2005年～2024年の過去20年間の国内全体および浜松市内の大企業・中小企業・個人別に調査した。



傾向について

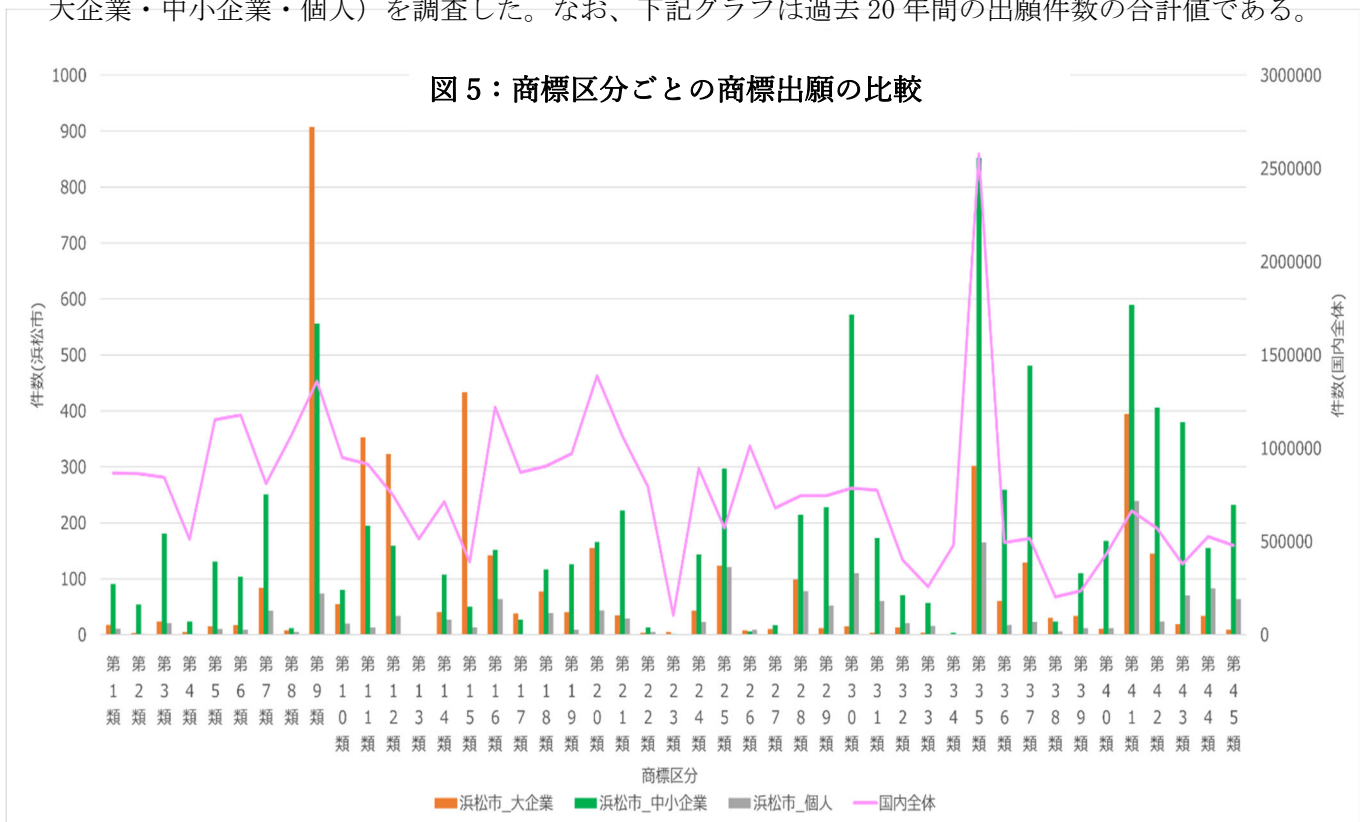
- ・意匠とは異なり、商標に関しては浜松市大企業の出願件数より中小企業の出願件数の方が多い。
- ・国内全体の出願件数の傾向としては2019年からやや減少傾向にあり、また浜松市大企業の出願件数の傾向として2007年から減少傾向にある。
- ・これに対して、浜松市中小企業の出願件数は年により凹凸はあるものの全体的には2007年以降増加している傾向にある。
- ・また、浜松市個人（個人事業者等）の出願件数が増えており、2021年には浜松市大企業の件数を逆転した。

所感・分析等

- ・商標は特許や意匠と違い、規模の大小・業種に関わらず活用される身近な権利であり、比較的規模の小さい企業、個人でも屋号や自社製品、自社サービスに使用するネーミング等の出願を積極的に行い、ブランドを保護している。
- ・実際、本調査で抽出された浜松市の出願も製造業、サービス業、小売業、個人など多岐にわたり、各自工夫を凝らして商品の特徴等を活かしたネーミングを出願している。
- ・なかでも、浜松市中小下請け製造業が自社製品開発を行い、その自社製品につけたと思われる商標出願も見られ、一部で脱下請けを模索する動きが見受けられる。

2-2. 商標区分ごとの商標出願件数の比較

商標出願における商標区分：第1類～第45類の区分ごとに過去20年間の出願件数（全国、浜松市の大企業・中小企業・個人）を調査した。なお、下記グラフは過去20年間の出願件数の合計値である。



<商標45区分について>

- 第1類 … 工業用、科学用又は農業用の化学品
- 第2類 … 塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
- 第3類 … 洗浄剤及び化粧品
- 第4類 … 工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
- 第5類 … 薬剤
- 第6類 … 卑金属及びその製品
- 第7類 … 加工機械、原動機（陸上の乗物用のものを除く。）その他の機械
- 第8類 … 手動工具
- 第9類 … 科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
- 第10類 … 医療用機械器具及び医療用品
- 第11類 … 照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛生用の装置
- 第12類 … 乗物その他移動用の装置
- 第13類 … 火器及び火工品
- 第14類 … 貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
- 第15類 … 楽器
- 第16類 … 紙、紙製品及び事務用品
- 第17類 … 電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
- 第18類 … 革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
- 第19類 … 金属製でない建築材料
- 第20類 … 家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
- 第21類 … 家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
- 第22類 … ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
- 第23類 … 織物用の糸
- 第24類 … 織物及び家庭用の織物製カバー
- 第25類 … 被服及び履物
- 第26類 … 裁縫用品
- 第27類 … 床敷物及び織物製でない壁掛け

- 第28類 … 玩具、遊戯用具及び運動用具
- 第29類 … 動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
- 第30類 … 加工した植物性の食品（他の類に属するものを除く。）及び調味料
- 第31類 … 加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
- 第32類 … アルコールを含有しない飲料及びビール
- 第33類 … ビールを除くアルコール飲料
- 第34類 … たばこ、喫煙用具及びマッチ
- 第35類 … 広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
- 第36類 … 金融、保険及び不動産の取引
- 第37類 … 建設、設置工事及び修理
- 第38類 … 電気通信
- 第39類 … 輸送、梱包及び保管並びに旅行の手配
- 第40類 … 物品の加工その他の処理
- 第41類 … 教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
- 第42類 … 科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
- 第43類 … 飲食物の提供及び宿泊施設の提供
- 第44類 … 医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
- 第45類 … 冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務（他の類に属するものを除く。）、警備及び法律事務

傾向について

・商標区分の比較結果として、全体的な傾向は似ている部分もあるが、「浜松市大企業」は第9類や第15類の出願が多いなど特徴がある。以下、それぞれの出願人グループの傾向を示す。

国内全体 : 第35類（小売・卸売等の役務）が突出して多い。

浜松市大企業 : 第9類（音響・映像用、検査用・情報処理用・電気制御用等機械器具）が突出している。また、第15類（楽器）、第12類（乗物等）も比較的多い。

浜松市中小企業 : 日本全体と同様に第35類（小売・卸売等の役務）が最も多く、次いで第41類（教育・娯楽・スポーツ活動関係の役務）、第30類（加工植物性食品・調味料等の商品）などが多い。

浜松市個人 : 浜松市中小企業の場合と同様に、第41類や第35類が多く、また第25類（被服・履物等の商品）も比較的多い。

所感・分析等

・浜松市企業の商標出願において、商品・役務の区分として第41類（教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動等の役務）の件数が多いのは、楽器製造企業が、関連する音楽教室事業や楽器を使った教育、音楽サークル活動の関係と思われる出願を多数行っていることが背景にある。

・同じく浜松市個人の第41類の出願も、各種スクールやエステ関連で、サービスやメソッドのネーミングと思われる内容が多く、無形のサービスをブランド化しようとする取り組みが個人でも一定程度浸透してきていることを示唆している。

・浜松市中小企業・個人では、第30類（加工植物性食品・調味料等の商品）の商標出願が多いことも特徴となっている。これは複数の地域有名菓子メーカーの出願が多いことによるものが多いが、地域の食材を使った食品開発、異業種からの食品事業への参入などの動きもみられる。






・商標の場合は、特許や意匠とは異なり、自分たちが既に使用しているネーミングやマークであっても先に特許庁に商標出願した者に対して商標権が与えられる。そのため、第三者に商標権を取られて自分たちが使用しているネーミングやマークが使用できなくなるというリスクを回避するための防衛的な観点も含めて、中小企業や個人でも商標出願を積極的に行っているものと考えられる。

2-3. 特殊な商標の紹介（浜松市）

商標は、通常「ネーミング（文字）」や「マーク（図形）」からなる商標を対象とするものであるが、立体的形状からなる「立体商標」（例えば、ペコちゃん人形などのキャラクター、動物などの人形のような立体的な形状のもの）に加え、「位置商標」「音商標」など、文字や図形以外の商標も登録の対象となる。

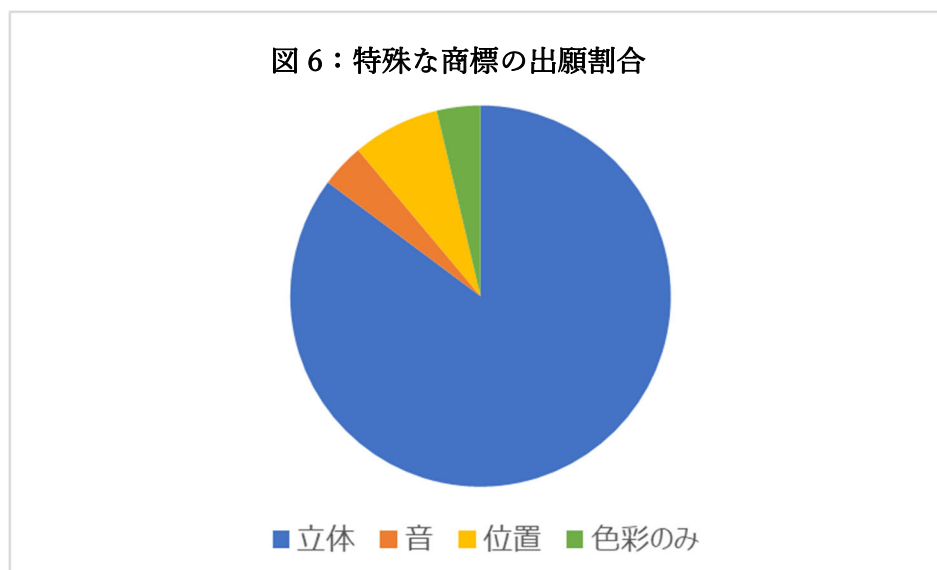
ただし、これらの特殊な商標はその商標の「周知性」（多くの人が当該商標を見て、聞いて、それが何を表すものかを認識できること）が求められるので、登録のハードルはやや高い。

新たに保護対象に追加された商標のタイプ

動き商標	ホログラム商標	色彩のみからなる商標	音商標	位置商標
<p>文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標 (例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など)</p>  <p>*構成中の数字は、変化の順番を表します。</p>	<p>文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標 (見る角度によって変化して見える文字や図形など)</p>  <p>*上記構成中の数字は、見る角度により表示される内容を説明するためのものであり、例えば、左側から見た場合には1、正面から見た場合には2、右側から見た場合には3のように見えることを表します。</p>	<p>単色又は複数の色彩の組合せからなる商標（これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標） (例えば、商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など)</p> 	<p>音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標 (例えば、CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など)</p> 	<p>図形等の商標であって、商品等に付す位置が特定される商標</p> 

(出典：特許庁資料「新しいタイプの商標の保護制度」)

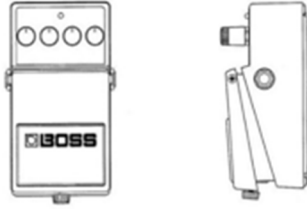
ここでは、浜松市企業による上記のような特殊な商標出願を紹介する。特殊な商標出願は浜松市内全体で27件であり、その内訳は以下のとおりであり、そのほとんどが立体商標(23件)である。



【浜松市企業の「特殊な商標」の登録事例】

- ・「立体商標」…商標登録第 6070755 号 ローランド株式会社

指定商品・役務：楽器等



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2017088350/40/ja>

※ローランドのブランド BOSS のエフェクター

- ・「立体商標」…商標登録第 6368404 号 株式会社マルマツ

指定商品・役務：餃子，冷凍ぎょうざ，餃子のたれ



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2020-006314/40/ja>

※餃子の包装

- ・「位置商標」…商標登録第 6015898 号 ヤマハ株式会社

指定商品・役務：電気バイオリン



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2015029961/40/ja>

※電気バイオリンの向かって右側のみに存在するフレーム部分の立体的形状

- ・「音商標」…商標登録第 5988523 号 株式会社Runway

指定商品・役務：講演会研修会又はセミナーの企画・運営・開催，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作，オンラインによるおもちゃ又はゲームに関する映像の提供

本商標は、二人の子供が「こうくんねみちゃんキッズライン」と声を揃えて1回発する構成となっており、全体で4秒間の長さである

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2016058192/40/ja>

※YouTube チャンネルのジングル音声と思われる

<終わりに>

本調査を通じて、浜松地域の中小企業等の意匠および商標の出願状況を確認してきました。意匠出願については、出願件数が浜松地域全体としては横ばい状態にあるものの浜松地域の中小企業の出願数は2014年から増加傾向にあり、また、商標出願についても中小企業の出願件数は、近年は過去と比較して出願件数が多くなっているため、一定程度取り組みが進んでいると言えます。

また、浜松地域の意匠出願の特色として、輸送用機器の部品、電気電子機械器具及び通信機械器具、一般機械器具関係の製品を対象にしている出願が多いことが分かりました。なお、自動車関連分野などの特定分野においては地域中小企業と大企業との共同出願もあります。意匠は工業用部品などの形状も権利の対象になりますので、形状に特徴のある部品は意匠登録し、模倣品を排除したり、取引先に対して自社部品の独自性を明確に示して継続採用を後押ししたりすることができ、自社の部品を指名され続けるための仕組みをつくる等のために意匠権を活用する戦略も有力であると考えます。

さらに、意匠権は画像の意匠も対象にしていますので、工作機器等の操作画面のデザイン（アイコンのデザインも含む）などを意匠権で保護することもできます。

意匠出願は形状を示す図面・写真を提出すれば良く、特許出願のように発明の課題、構成、効果などを文章で詳細に説明する必要はありませんので、手間も抑えられ、また費用面でも比較的安価に出願・権利取得ができることから中小企業でも活用しやすい知的財産権制度ですので、さらなる意匠制度の活用が期待できます。

商標出願については、浜松地域の中小企業や個人事業者も他社との差別化・ブランド意識の高まり、また使用しているネーミングやマークが第三者の商標登録により使用できなくなるリスク回避の面から積極的に多くの出願がなされているようです。

商標は企業のブランド向上、企業価値向上に直結するもので、顧客・取引先に対して企業自身及び企業が提供する商品・サービス（役務）に対する信用・信頼を得るための極めて有力な手段ですので、戦略的に引き続き活用されることを期待します。

また、近時は企業の独自技術、強みの技術に対してネーミングし、技術のPRを図り、技術をブランド化する取り組みが行われています。例えば、(株)ファーストリテイリングの「ヒートテック」（被服の保温技術）、(株)SUBARUの「アイサイト」（衝突被害軽減システム）、シャープ（株）の「Plasmacluster」（空気の除菌技術）などが知られています。浜松地域の中小企業においてもこのような技術のブランド化にも取り組んでいただきたいと思います。

最後に、日本国政府も、中小企業の知的財産・知的財産権の取得・活用に力を入れており、中小企業向けに特許庁に対する特許取得のための手続き費用を減額する減免制度や特許、意匠、商標の海外出願に対する補助金制度などを設けています。また、最近では知的資産を通じて中小企業の企業価値を高め、金融機関からの融資を受けやすくする“知財金融”も推進されています。

いずれにしましても、浜松地域の企業特に中小企業においても特許、実用新案、意匠、商標の出願・権利取得・活用およびノウハウ保護などの知的財産に関する取り組みをさらにレベルアップし、企業価値の向上を図っていただくことを期待しています。

そのためにも、知的財産・知的財産権に関する基礎的知識および企業内における実際の知的財産活動について、当財団や INPIT 知財総合支援窓口支援機関等のサポートが重要になるものと考えています。当財団では、INPIT をはじめとした各種支援機関と協力し、地域の中小企業の皆様に向けた知的財産に関するセミナー開催、情報発信、各種相談対応、知財人材の育成支援を継続して進めてまいります。

※公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の知的財産支援

当財団では、中小企業者等の特許、意匠、商標、著作権などの知的財産権、ノウハウ管理や秘密保持契約、共同研究契約などの知的資産に関する各種相談について無料・秘密厳守で応じております。

また、知的財産に関する各種セミナーの開催、特許等出願費補助金（浜松市中小企業を対象）の申請事務の実施等を通じた支援を行っております。知的財産に関する疑問、権利取得、活用等、ぜひ当財団にご相談ください。